



## 消費税・インボイス制度アンケート

消費税廃止各界連絡会

※上記のQRコードからWebアンケートでも回答できます

消費税とインボイス制度について問いに対するお考えについて該当する番号を一つ選んでチェック (☑) してください。

問1、物価高が続く中で、世界109の国・地域が日本の消費税にあたる付加価値税を引き下げています。日本の消費税はどうあるべきだと思いますか？

- ①引き下げるべき
- ②今のままでよい
- ③引き上げるべき

問2、「問1」で①と答えた方へお尋ねします。あなたが望ましいと思う税率は何パーセントですか？

- ①8%     ②5%     ③3%     ④廃止する     ⑤その他 ( % )

問3、あなたは消費税の課税業者ですか？

- ①課税事業者
- ②免税事業者
- ③インボイス登録によって課税事業者になった
- ④事業者・フリーランスでないため課税も免税も関係ない

問4、インボイス制度をご存じですか？

- ①知っている
- ②聞いたことはある
- ③知らない
- ④その他

問5、「問4」で①か②と答えた方にお尋ねします。インボイス制度の実施によって、何か影響がありましたか？

- ①あった
- ②ない
- ③分からない

問6、「問5」で①と答えた方にお尋ねします。

(1) インボイス制度の実施によってどんな影響がありましたか？ (複数回答可)

- ①経理事務負担の増加
- ②消費税負担の増加
- ③登録しないことを理由に値引きを求められた
- ④登録しない取引先に値引きを要求した
- ⑤登録しないことを理由に取引が停止された
- ⑥登録しない取引先との取引を停止した
- ⑦インボイス実施によって仕事 (収入) が増えた
- ⑧その他 (具体的に: \_\_\_\_\_ )

(2) インボイス制度の廃止または継続について、どう思いますか？

- ①廃止すべき
- ②廃止しなくてもよいが、経過措置 (※1) や特例措置 (※2) は続けるべき
- ③経過措置や特例措置を予定通り廃止して全面实施すべき
- ④分からない
- ⑤その他 ( \_\_\_\_\_ )

※1: 消費税の課税事業者が免税事業者に支払った額の8割分の消費税を売り上げにかかった消費税から控除できる措置 (2026年9月まで)

※2: インボイス登録によって消費税の課税事業者になった場合、消費税の納税額を売り上げにかかる消費税の2割とする特例措置 (2026年9月まで)

問7、消費税やインボイス制度について政府または政党に求めたいことがあれば記入してください。

ご協力ありがとうございました。

取扱団体 ( \_\_\_\_\_ ) 消費税廃止各界連 ( \_\_\_\_\_ )

送付先: 〒171-8575 東京都豊島区目白2-36-13 全国商工団体連合会内  
消費税廃止各界連絡会

TEL: 03-3987-4391 FAX: 03-3988-0820